

杉並区観光情報発信業務公募型プロポーザル 質問と回答

No.	質問項目	質問	回答
1	提案について	リサーチを行ない、方針を決めたうえで、プロモーションを行なう提案を計画しているが、一事業の提案として認められるか。	提案を見てみなければ明確な回答ができませんが、「2 業務の概要」に該当する内容の提案であれば、一事業の提案として認められます。お問い合わせのケースは、一般的に認められるケースと考えられます。
2	様式2-2 企画提案書	様式2-2にある「ア 訪日外国人旅行者の現状及びインバウンドに関する一般的事項」は、観光庁やJNTOが発信している情報を企画の背景として取り入れるということか。それとも、提案するターゲット国に絞っての情報掲載でも良いか。	提案の一部になりますので、提案者の考える一般的事項の記入をお願いします。
3	別紙 提出書類一覧	提出書類一覧の中の「NO.3業務遂行能力」は、会社役員名簿を指しているのか。それとも提案者及び提案者が属する組織従事者の業務歴などを指しているのか。	役員名簿を指している訳ではなく、企画提案に携わる責任者の業務歴や資格、業務従事者の体制や資格等を示した資料の提出をお願いします。
4	2 業務の概要 (2)業務内容	過去の落札履歴を拝見したところ、自社メディアを使った提案がほとんどと理解しておりますが、自社メディアに加え、海外の提携先メディアを活用した提案は可能でしょうか？	可能です。
5	2 業務の概要 (4)事業規模 (ウ)について	「事業規模の範囲内で、別々の事業と一体として提案する場合は一事業として認められる」とありますが、「一体として」という言葉の意味するところをご教示ください。例えば、複数の国に、別々のメディアを介して情報を発信する場合は、この文脈に当てはまるものでしょうか。	「2 業務の概要」に該当する内容の提案であれば、一事業の提案として認められます。お問い合わせの例示ケースは、発信する情報が同様のものであれば、認められるケースと考えられます。